

平成 29 年度 事業計画



社会福祉法人足立邦栄会

特別養護老人ホーム さくら

<介護老人福祉施設・短期入所>

障害者支援施設 かえで

<施設入所支援・短期入所>

<生活介護>

デイサービスセンター さくら

<通所介護・認知症対応型通所介護>

<居宅介護支援>

〒123-0862

東京都足立区皿沼 2 丁目 8 番 8 号

TEL 03-5691-7150

FAX 03-5691-8147

<http://www.houeikai.gr.jp>

info@sakura.houeikai.gr.jp

平成 29 年度 事業計画（案）

特別養護老人ホームさくら/障害者支援施設かえで

〈はじめに〉

特別養護老人ホームさくら、障害者支援施設かえでは、敷地内に9事業所を有する法人本部のある基幹施設です。そのスケールメリットを生かし、安定した「サービス提供力」の蓄積、「安定した経営・運営体制」の構築をしていきます。福祉施設は、日常生活が、困難な高齢者や障害者の需要に、適切に応え、喜んで利用していただける事業所、選ばれる事業所となり、地域に貢献し、地域のセーフティーネットとしての役割を果たすことです。また、社会福祉法人制度の改正により、福祉施設は、より一層質の高い専門性のある支援、より透明性のある運営をしていく必要があります。これらを確実に実行していくために、職員が一丸となり、「全てはご利用者の幸せのために」、Heart to Heart を合言葉に「心から心へ届く」利用者支援にあたります。さらに、職員は自ら学ぶ姿勢を基本とし、施設の担う社会的使命の実現に向け協力しあい、「全員経営」の視点を持って施設運営に取り組みます。

〈運営方針〉

私たちは、全ての人にこころのこもったサービスを提供します。

- 1 法令や法人規程を遵守（コンプライアンス）し、福祉サービス活動を実施します
- 2 利用者の個々の価値観や生活習慣に配慮し、個人の尊厳を大切にします
- 3 利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービスを提供します
- 4 プライバシーに配慮し、精神的負担がかからないサービスを提供します
- 5 地域で自分らしく自立した生活が送れるように支援するサービスを提供します
- 6 利用者の意図や希望を理解し、サービス計画を作成し、サービスを提供します
- 7 利用者が安心して生活ができるよう、リスクマネジメントを徹底します
- 8 第三者による施設サービスに対する適正な評価を行い、施設運営・施設サービスに反映させます

〈平成 29 年度 重点目標〉

○利用者が主人公となる支援

○生きる力を最大限に引き出す支援

○地域と繋がる支援

1. 利用者の「人となり」を大切にし、「有する能力」に応じた支援に取り組みます。

1) 私たちは、その方の「尊厳」を大切にします。

私たちは、毎日その方と接し、ひとりひとりの表情や態度に目を向け、職員が接していく中で感じたその方の「人となり」を大切にし、そこに家族とは違う各専門職としての専門性をもちつつ、その方だけの尊厳を大切にします。

2) 私たちは、その方の「個別化」を目指します。

私たちは、その方の「人となり」を理解し、それぞれの個別ニーズにも柔軟に対応できるように、各専門職が連携した取り組みを行います。

また、利用者が声として発しないニーズや隠れたニーズについても、五感を研ぎ澄まし把握していきます。

3) 私たちは、その方の「自己選択」を大切にします。

私たちは、その方の「有する能力」を最大限活かすことができるように、その方の自己選択を大切にし、自主性が発揮できる取り組みを行います。

2. 利用者支援の質を向上することで、地域他事業所との差異化を図ります。

利用者支援の質の向上は、安定した支援提供に繋がるとともに、利用者の尊厳を守り、安心して生活できることに繋がります。介護技術の向上は当然のこととして、利用者の「人となり」を支援できる視点に重点を置き、アセスメントから支援計画の作成、利用者の「有する能力」に応じた支援をすることに努めます。また、利用者支援の質の向上をすることで、地域他事業所との差異化を図り、地域で選ばれる事業所を目指します。

1) 利用者の「有する能力」を見極めたサービス計画、個別支援計画を作成し、利用者の思いに寄り添う支援を目指します。

2) 事業所は地域包括ケアシステムの一員としての役割を自覚し、地域住民の社会資源のひとつとして機能することを目指します。

3) 地域の医療提供機関とのネットワークの整備を図り、入所施設及び在宅での「看取り支援体制」の確立に努めます。

4) 地域他事業所との差異化を図るために、利用しやすい環境を整備するとともに、新たなプログラム開発を目指します。

3. 利用者支援体制の標準化と平準化を図ります

利用者支援体制において、限られた職員数で安心、安全にその方の自己選択のもと、その有する能力に応じた生活していただくためには、業務の標準化が必要です。人材育成を通し、支援体制のレベルアップを図ります。また、業務負担の偏りを精査し、平準化を図ります。

- 1) 日常生活に必要な基本的動作である、食事、入浴、排せつ、移動（ADL）など支援と、買い物、外出、掃除、余暇活動（IADL）などの支援のバランスを検討します。
- 2) 法人事業所を含めた、事業所間、部署間、他職種間の連携を強化し、チームとしての支援体制の強化を図ります。

4. 安定した経営・運営体制を確立します

質の高い支援をするためには、安定した経営基盤が必要です。そのためには、目標の利用率を達成することが経営基盤の強化、地域の社会資源の活用につながり、喜んで利用していただいている事業所としての評価にもなります。また、社会福祉法人が運営する福祉施設が指摘されている課題にも引き続き取り組みを継続していきます。

- 1) 事業所の稼働率は100%を原則としますが、入院、体調不良による欠席等を考慮し、以下の稼働率を目標とします。

特養さくら 96% 短期入所さくら 100% 一般通所介護さくら 90%

認知症対応さくら 90% 居宅介護支援 95%

入所支援かえで 98% 短期入所かえで 90% 生活介護かえで 100%

- 2) 適切な予算管理に基づき、適正な人員配置、費用の支出など、資金計画に基づいた予算の執行を行います。また、経営分析能力を強化します。
- 3) 業務の効率化・省力化を進めることで、無駄や重複事項の削減を推進します。
- 4) 情報公開を積極的に行い、事業運営の透明性の確保に努めます。
- 5) 社会貢献事業を検討し、実施体制を確立します。
- 6) キャリアパス制度を再構築し、人材育成に取り組みます。

平成29年度 法人本部

<法人の理念・基本方針>

本法人は、前理事長が今日のわが国の繁栄は戦中戦後に苦労を重ねてきた人たちによりもたらされたので、その人たちの老後が少しでもむくわれるようにと、高齢者福祉施設の設立・運営のために 設立されました。

平成11年1月に法人設立が認可され、平成12年4月に特別養護老人ホームさくら・身体障害者療護施設かえで（現障害者支援施設）が運営を開始しました。

平成29年4月現在、事業所は足立区、府中市に拠点施設2施設、狛江市の事業所と合わせ23事業となりました。各事業所は拠点施設を中心に、Heart to Heart を合い言葉に法人理念、基本方針に沿い、社会福祉法人としての社会的使命を担っています。

<法人の理念>

- 1 心の通い合う支援を心の通い合う仲間が提供します。
- 2 地域で住み慣れた生活を続けるための福祉拠点の役割を果たします。

<法人の基本方針>

- 1 誰に対してもいつも笑顔で敬意を持って接します。
- 2 利用者のひとりひとりの自立した暮らしを支えます。
- 3 利用者や家族に納得していただけるサービスを提供します。
- 4 情報公開を積極的に行い、透明性のある運営を行います。
- 5 効果・効率を考えた運営をし、経営の安定に努めます。

<サービス提供のキーワード>

◇個別化

サービスは個々の特性に応じて個別化されなくてはなりません。そのときに、利用者の「今」は個々の生活史の中の「今」であることを忘れずにサービス計画の作成やサービスの提供にあたきましょう。

◇尊厳

利用者がプライドを保ち、プライバシーが守られるように、利用者の身に置き換えて考えましょう。

◇自己選択

利用者の自主性が発揮できるように支援し、利用者が自己決定したことには敬意を払い、実現に努めましょう。

平成 29 年度 事業計画

特別養護老人ホームさくら/障害者支援施設かえで

〈はじめに〉

特別養護老人ホームさくら、障害者支援施設かえでは、敷地内に9事業所を有する法人本部のある基幹施設です。そのスケールメリットを生かし、安定した「サービス提供力」の蓄積、「安定した経営・運営体制」の構築をしていきます。福祉施設は、日常生活が、困難な高齢者や障害者の需要に、適切に応え、喜んで利用していただける事業所、選ばれる事業所となり、地域に貢献し、地域のセーフティーネットとしての役割を果たすことです。また、社会福祉法人制度の改正により、福祉施設は、より一層質の高い専門性のある支援、より透明性のある運営をしていく必要があります。これらを確実に実行していくために、職員が一丸となり、「全てはご利用者の幸せのために」、Heart to Heart を合言葉に「心から心へ届く」利用者支援にあたります。さらに、職員は自ら学ぶ姿勢を基本とし、施設の担う社会的使命の実現に向け協力しあい、「全員経営」の視点を持って施設運営に取り組みます。

〈運営方針〉

私たちは、全ての人にこころのこもったサービスを提供します。

- 1 法令や法人規程を遵守（コンプライアンス）し、福祉サービス活動を実施します
- 2 利用者の個々の価値観や生活習慣に配慮し、個人の尊厳を大切にします
- 3 利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービスを提供します
- 4 プライバシーに配慮し、精神的負担がかからないサービスを提供します
- 5 地域で自分らしく自立した生活が送れるように支援するサービスを提供します
- 6 利用者の意図や希望を理解し、サービス計画を作成し、サービスを提供します
- 7 利用者が安心して生活ができるよう、リスクマネジメントを徹底します
- 8 第三者による施設サービスに対する適正な評価を行い、施設運営・施設サービスに反映させます

〈平成 29 年度 重点目標〉

○利用者が主人公となる支援

○生きる力を最大限に引き出す支援

○地域と繋がる支援

1. 利用者の「人となり」を大切にし、「有する能力」に応じた支援に取り組みます。

1) 私たちは、その方の「尊厳」を大切にします。

私たちは、毎日その方と接し、ひとりひとりの表情や態度に目を向け、職員が接していく中で感じたその方の「人となり」を大切にし、そこに家族とは違う各専門職としての専門性をもちつつ、その方だけの尊厳を大切にします。

2) 私たちは、その方の「個別化」を目指します。

私たちは、その方の「人となり」を理解し、それぞれの個別ニーズにも柔軟に対応できるように、各専門職が連携した取り組みを行います。

また、利用者が声として発しないニーズや隠れたニーズについても、五感を研ぎ澄まし把握していきます。

3) 私たちは、その方の「自己選択」を大切にします。

私たちは、その方の「有する能力」を最大限活かすことができるように、その方の自己選択を大切にし、自主性が発揮できる取り組みを行います。

2. 利用者支援の質を向上することで、地域他事業所との差異化を図ります。

利用者支援の質の向上は、安定した支援提供に繋がるとともに、利用者の尊厳を守り、安心して生活できることに繋がります。介護技術の向上は当然のこととして、利用者の「人となり」を支援できる視点に重点を置き、アセスメントから支援計画の作成、利用者の「有する能力」に応じた支援をすることに努めます。また、利用者支援の質の向上をすることで、地域他事業所との差異化を図り、地域で選ばれる事業所を目指します。

1) 利用者の「有する能力」を見極めたサービス計画、個別支援計画を作成し、利用者の思いに寄り添う支援を目指します。

2) 事業所は地域包括ケアシステムの一員としての役割を自覚し、地域住民の社会資源のひとつとして機能することを目指します。

3) 地域の医療提供機関とのネットワークの整備を図り、入所施設及び在宅での「看取り支援体制」の確立に努めます。

4) 地域他事業所との差異化を図るために、利用しやすい環境を整備するとともに、新たなプログラム開発を目指します。

3. 利用者支援体制の標準化と平準化を図ります

利用者支援体制において、限られた職員数で安心、安全にその方の自己選択のもと、その有する能力に応じた生活していただくためには、業務の標準化が必要です。人材育成を通し、支援体制のレベルアップを図ります。また、業務負担の偏りを精査し、平準化を図ります。

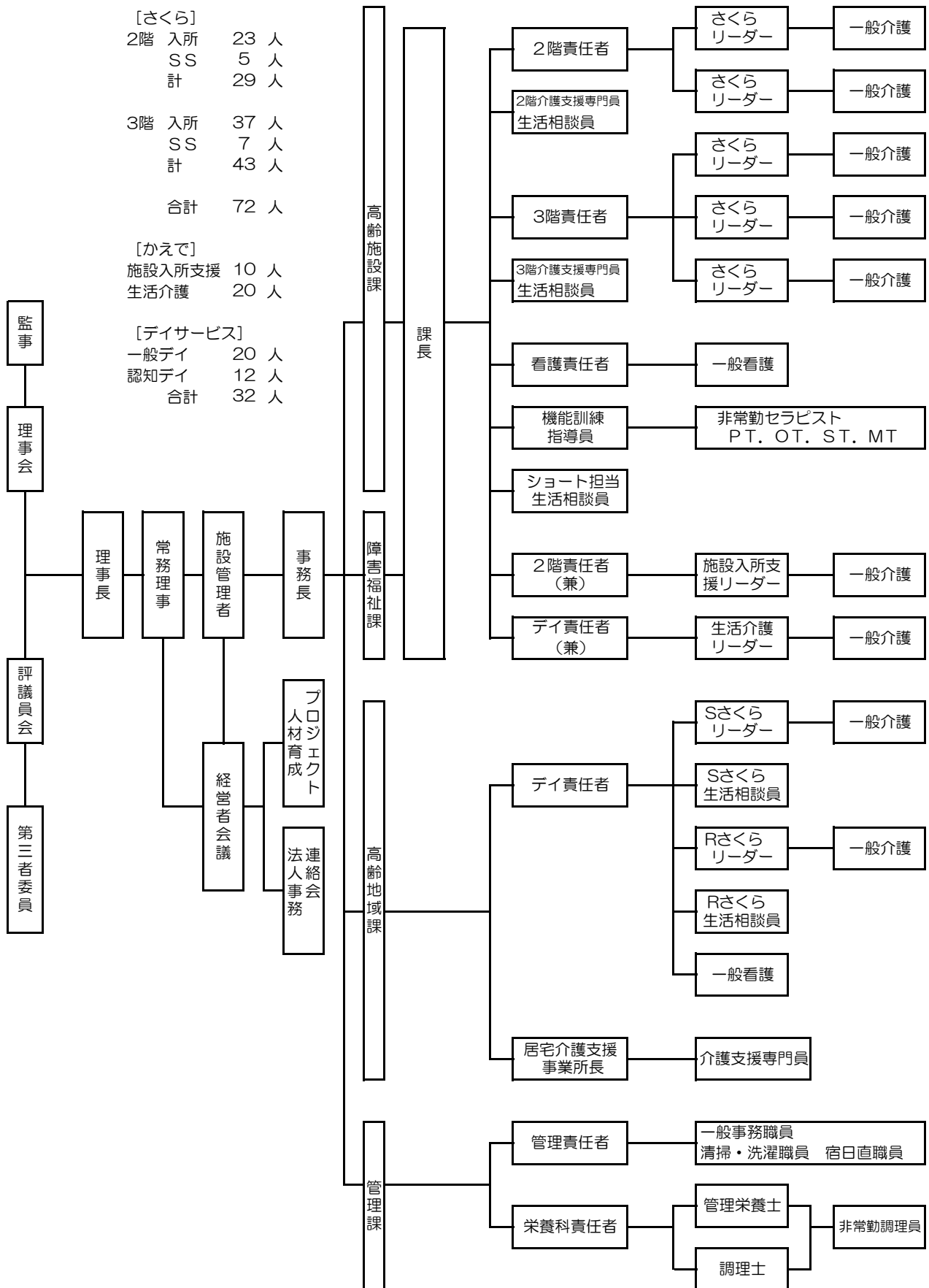
- 1) 日常生活に必要な基本的動作である、食事、入浴、排せつ、移動（ADL）など支援と、買い物、外出、掃除、余暇活動（IADL）などの支援のバランスを検討します。
- 2) 法人事業所を含めた、事業所間、部署間、他職種間の連携を強化し、チームとしての支援体制の強化を図ります。

4. 安定した経営・運営体制を確立します

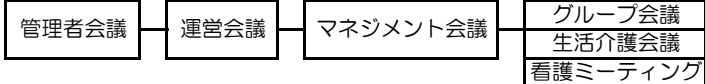
質の高い支援をするためには、安定した経営基盤が必要です。そのためには、目標の利用率を達成することが経営基盤の強化、地域の社会資源の活用につながり、喜んで利用していただいている事業所としての評価にもなります。また、社会福祉法人が運営する福祉施設が指摘されている課題にも引き続き取り組みを継続していきます。

- 1) 事業所の稼働率は100%を原則としますが、入院、体調不良による欠席等を考慮し、以下の稼働率を目標とします。
特養さくら96% 短期入所さくら100% 一般通所介護さくら90%
認知症対応さくら90% 居宅介護支援95%
入所支援かえで98% 短期入所かえで90% 生活介護かえで100%
- 2) 適切な予算管理に基づき、適正な人員配置、費用の支出など、資金計画に基づいた予算の執行を行います。また、経営分析能力を強化します。
- 3) 業務の効率化・省力化を進めることで、無駄や重複事項の削減を推進します。
- 4) 情報公開を積極的に行い、事業運営の透明性の確保に努めます。
- 5) 社会貢献事業を検討し、実施体制を確立します。
- 6) キャリアパス制度を再構築し、人材育成に取り組みます。

足立邦栄会組織図（法人本部・足立ブロック）

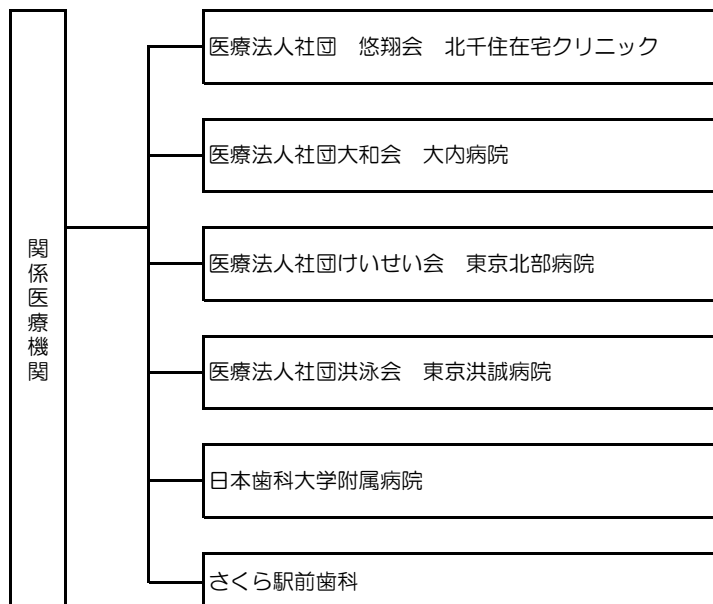
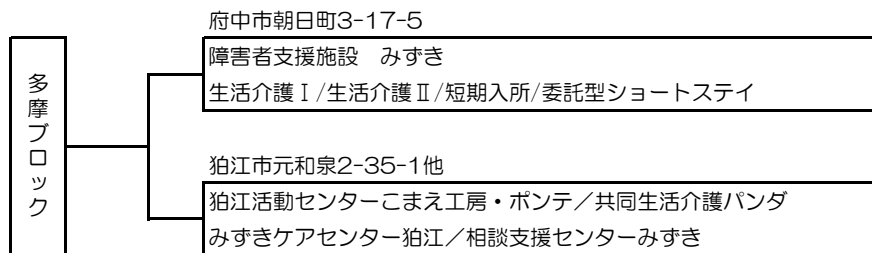
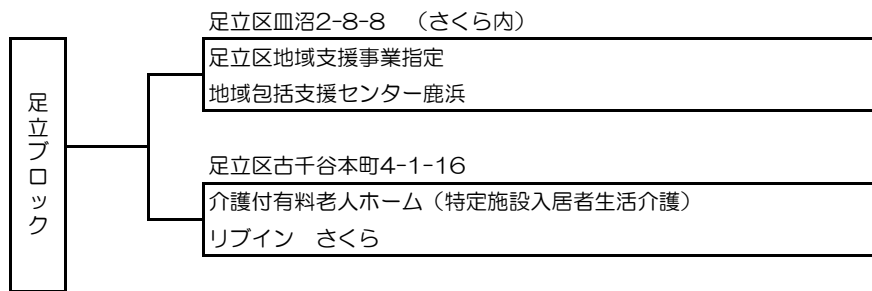


＜会議構成（部門/部署）＞



＜会議構成（委員会等）＞

- 安全衛生委員会（労働安全）＊
- 権利擁護委員会＊
- 感染対策委員会＊
- 褥瘡予防委員会＊
- 事故防止委員会＊
- 研修委員会＊
- 看取り支援委員会＊
- 相談支援部会
- ショート委員会
- 食事支援委員会
- 余暇・リハビリ委員会



《2 階フロア》

1. 入居者が毎日快適に生活できる様に努めます。

生活意欲向上を目的とし、毎日生き生きと生活が実現できるよう整容支援を配慮します。

- ①毎日の整容を確実にを行い、気持ち良い朝を迎えられるようにします。
- ②身だしなみや、適宜爪切りなどを行い、配慮することや清潔感のある支援を提供します。
- ③居室の整理整頓、衣類のローテーションを行い、住みやすい環境快適を整えます。

2. 食事が楽しみと感じられる食事環境を提供します。

- ④安心、安全に食事が召し上がれるよう、食前の嚥下体操や食事中の姿勢の配慮し、食後の口腔ケアを実施します。
- ⑤お楽しみ昼食会は、入居者の希望を募り、普段の昼食と違った感覚で実施します。
- ⑥毎食のお食事を楽しみとして頂くため、メインの副菜は献立をお伝えします。
- ⑦体調管理の一環として、水分補給には気を配り、1 日 1200cc 以上を目指します。

3. コミュニケーション

- ⑧入居者の、悩みの相談がしやすい環境を整え、「さくらの会」を意見の窓口として、有効に活用します。関わりを持つ中で「支援者としての専門性」を自覚し、馴れ合いの対応に気を付けます。日々の関わりの中で、入居者同士、自然な会話を生まれることを仲介し、会話が飛び交う、「明るい雰囲気」を継続するように検討します。

4. レクリエーション（個別支援）

- ⑨入居者の生きがいや自己主張できる場として、積極的に参加できる活動を目指します
- ⑩「さくらの会」で直接的な意見を頂き、入居者主体のレクリエーションを提供します。
- ⑪個別的な関わりも活動の一環と捉え「個別支援」として、お話を伺い、居室清掃、買い物、散歩など行います。

5. 職員間のコミュニケーションの場を多く持ち情報共有する

- ⑫職員間の考え、気づきを共有することで支援統一を図りリスクを回避します。
- ⑬組織体の役割を明確にし、支援上、行き詰ったことも、気軽に相談できる体制を整えます。職員同士、注意をすることで、共に成熟する体制を目指します。

平成 29 年度 特別養護老人ホームさくら事業計画

《3 階フロア》

入居者の身だしなみに重点を置き「丁寧な支援」「配慮のある支援」の 2 点を中心に支援展開を行なっていきます。身だしなみや、身の回りの清潔保持、体調の変化への気づきを徹底していき、生活の意欲や生きる力を各ご入居者に感じて頂き、安心した生活を送れる様に支援を行なっていきます。その為、以下の 12 項目を各月、各職員が自覚を持ち支援に結び付けます。

- ①朝だけでなく、日中の寝癖等、髪の毛の乱れを整えます。
- ②起床時の整容だけではなく、目脂等に気を付けてお顔の清潔保持に努めます。
- ③服装のみだれに注意し、汚れている際は速やかな更衣支援に努めます。
- ④居室内、タンス内の清潔保持、整頓に努めます。
- ⑤入居者が同じ洋服を何時も着ない様に、洗濯物を返却する際に返却物は奥よりしまっていく様に徹底します。
- ⑥爪の衛生面、長さに配慮し、定期的に爪切りを行います。
- ⑦入居者の褥瘡予防、腰痛予防の為、正しい姿勢に気を使い、姿勢修正を行ないます。
- ⑧車いすからの移乗時に「フットレストを外す」「アームレスト下げる」等、事故防止に努めます。
- ⑨入居者が「いつもと様子が違う」「表情が思わしくない」等、気づきに重点を置き、看護職員との連携を図り、速やかに対応していきます。
- ⑩支援を行う際に、訴えの行なえない入居者へ、関わりの配慮を徹底します。
- ⑪入居者へ声のトーン、姿勢に気を使います。ゆっくりとした口調で会話する事で、確実に伝えることが出来るように配慮します。
- ⑫「丁寧な支援」「配慮のある支援」を行う為に、職員同士チームワークを持って入居者に関わります。

以上を各月ごとに、12 項目の関わりの徹底と、ご入居者と関わりを持ち支援の徹底を図ることで、以下のことを実施します。

- (1) 入居者が意欲のある生き生きとした表情を何時もされているフロア運営を行います。
- (2) ご家族も安心して「さくらに託せられる」と思うフロア運営を行います。
- (3) 短時間でも散歩など外の空気に触れられるよう関わりを持てるよう努めます。
- (4) 怪我や褥瘡、体調の悪化を未然に防ぐことの出来るフロア運営を行います。

《相談支援・施設介護支援》

①相談支援（入居・ショートステイ）

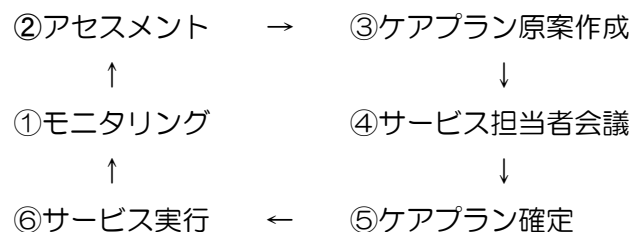
- ア. 施設生活の中でお困りのことや、相談ごとが挙がった際は、総合的かつ包括的に他部署と協力してより良い援助が行えるよう努めます。
- イ. 個々の人柄や医療面や生活面を把握し、集団生活の中でもその人らしさを尊重できるよう、他部署と共有するよう努めます。
- ウ. 外部との調整と内部との調整を円滑に行い、入居者により良い支援を行えるよう努めます。
- エ. 介護請求や病院、福祉事務所などとの調整や、ご家族との相談や報告、認定証等の確認を的確に行い、ご入居者やご家族に安心していただけるよう努めていきます。
- オ. 介護保険法改正による加算の選定や見直しを行い、その算定基準を満たし算定することで、施設全体の評価を上げ、地域で信頼される施設を目指します。
- カ. 地域包括ケアシステム的一端を担うため、介護を必要としている、より多くの地域の方々に支援提供できるように、空床ベッドの活用に努めます。

②施設介護支援

相談員業務の中核は相談業務と連絡調整、すなわちケアマネジメントです。必要に応じて現場に直接足を運び、ご利用者と関わる機会を意識して持つことで、その時その時のご入居者および支援の様子の把握に努め、より良い支援展開に努力します。具体的には、以下について質の高さを追求します。

- ア. 正確で適切な情報の取り扱い
- イ. 的確で的確を射た状況の見立て（アセスメント）
- ウ. 他職種や他機関の状況を踏まえたバランスのよい支援方針決めと実践（プランニング、他職種との協働、連絡調整）
- エ. ポイントを押さえた日頃の状況把握（モニタリング）
- オ. その他

ケアマネジメントの流れは以下の通りです。



介護職員が行った①モニタリングをもとに、介護支援専門員が②アセスメントを掘り出し、一緒に③ケアプランの原案を作成します。その原案を④サービス担当者会議で話し合い、⑤確定させます。その後⑥サービス実行したことに對して①モニタリングを行い、①～⑥の流れを繰り返す行うことで、ケアの連続性を生み出します。新しく入居された方は②から始まります。

ケアプラン作成にあたって、ご入居者やショートステイご利用者が主体的に生活できるための場であることを念頭に、集団生活への調和と安全性に配慮しながら、一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、生活に楽しみを見出せるように個別の対応をします。また、心身の健康と残存機能の保持に努め、穏やかで安定した生活ができるように作成しています。

《相談支援部会》

特養、短期入所、通所介護の相談員が全員集まって、相談員のみで部会を行います。ソーシャルワーク機能向上を目指すことや部署間の連携を保つために議案について検討していきます。ソーシャルワーカー（相談員）として、施設入居者、居宅サービス利用者の自立支援、自立生活を営むことができるように、各種福祉サービスとの連携を図っていきます。また、施設処遇を充実させるために、専門職との調整を図り、安全で安心できる生活が実現できるよう支援していきます。

具体的な取り組み

①相談支援の質の向上

他部署の面接契約の同行や困難事例や特殊案件への事例検討を行い、お互いを知ることで、相談支援技術の向上を目指し、お互いのスキルアップにつなげます。

②経営の安定

各部署の利用率をお互いに毎月把握し、目標値の達成に向けて具体的な提案をし、それを実行します。また、地域が抱えている福祉ニーズを把握し、地域包括ケアシステムの一端を担います。

③地域における公益的な取組

社会福祉法の地域における公益的な取組に尽力します。利用者負担軽減措置事業補助金交付や低額・無料での実習・研修、無料相談など、行ってきたことをこの部会で把握し集めます。また、新たな取組について毎月話し合い、実行します。

《看護科》

①健康管理

- ・入居者の皆様によりよい医療、支援が提供できるよう、施設における医療体制の充実に努めます。日常生活の中で、健康の観察を行い、日々の小さな変化を見落とさず、早期に異常を発見し、医療の必要性を的確に判断することによって、早期治療が行えるように支援します。
- ・慢性疾患の日常管理について、入居者ごとの多種類の病気やそれに伴う、機能障害、認知症、精神障害などに対して、生活上の助言と適切な観察を行います。様々な視点から各人の病態に応じたきめ細かな健康管理、生活管理を行います。
- ・協力病院、嘱託医と連携し医療のネットワークを確立します。入院期間を最小限に減らし、ご入居者が生活の場で有する能力に応じた「自立した生活」が維持できるよう健康面での支援を行います。
- ・継続的に治療が必要な入居者に対しては、治療方針や病気のコントロールについて、嘱託医師を交えて話し合う機会を持ち、納得した治療継続ができる支援を行います。
- ・職員の健康管理、感染対策及びストレス対策などの助言、アドバイスを行い、健康で、継続的に就業できる支援を行います。
- ・ショートステイ利用者は、ご家族、担当介護支援専門員と連携をとり、安心してショートステイをご利用できるように支援を行います。また、緊急時には、ご家族、主治医と連携し、スムーズな対応が行えるように支援を行います。

②健康診断

- ・さくら（高齢者）は年一回、かえで（障害者）は年二回の定期健康診断を実施します。また、栄養スクリーニングにおける採血（低栄養予防と栄養状態把握のため）を行っています。
- ・健康診断の結果は嘱託医師及び看護職員が確認し、異常の早期発見、早期治療が行っていきます。

③協力医療機関との連携・調整

医療のバックアップ体制、嘱託医師の配置について

嘱託医：医療法人社団悠翔会在宅クリニック北千住

- ・一週間に一回、嘱託医による内科の往診を受けます。入居者の体調について往診前にカンファレンスを実施し、効果的な治療が受けられるように支援します。必要に応じて嘱託医師よりご本人、ご家族へ病状説明を行います。
- ・嘱託医が必要と判断したときは血液検査を実施し、内科的評価を行います。
- ・胃ろう造設者で状態の落ち着いている方は、施設において嘱託医が胃ろう交換を行います。また、全身状態の把握、栄養管理を行います。

- ・施設でお看取り支援を希望された入居者のお看取り（ご逝去）時は、24 時間対応します。

医療法人社団けいせい会 東京北部病院（協力病院）

- ・急な体調変化時は、病院受診し、精密検査、入院治療をすることができます。
- ・嘱託医師が入院治療の必要があると判断したときは、原則協力病院で治療できるように支援します。協力病院に該当科がない場合には、専門医師を紹介していただき治療できるように支援します。
- ・協力病院のベッド満床時は、医師の指示のもと、看護職員が施設にて対応していきます。
- ・救急搬送が必要と判断したときは、原則協力病院への搬送となります。ベッド満床時、該当科がない場合は、救急隊へ一任します。

医療法人社団大和会 大内病院/精神科専門医（協力病院）

- ・認知症に伴う器質的変化や中核症状（記憶障害、見当識障害、実行機能障害など）、周辺症状（幻覚、夜間せん妄、不眠など）に対し、二週間に一回嘱託医師の往診を受けます。
- ・認知症だけでなく、広く精神科全般の対応が可能です。

さくら駅前歯科（協力病院）

- ・一週間に一回、歯科医師、歯科衛生士による歯科治療、口腔ケア、クリーニングの往診を受けます。
- ・口腔内病変の緊急時は、緊急往診が可能です。また、施設内で対応できない場合には、口腔領域の専門病院を紹介していただき治療できるように支援します。
- ・施設職員対象の口腔ケアの技術指導、アドバイスをします。また、口腔ケア、歯科分野の研修開催時は講師を派遣します。

日本歯科大学附属病院（協力病院）

- ・一か月に一回、嚥下機能が低下している方を対象に、歯科医師によるミールラウンド（摂食嚥下状態のスクリーニング、食事形態の変更及び介助方法などの指導）を受けます。
- ・歯科医師が必要と判断したときは、嚥下内視鏡検査（VE 検査）を行い、摂食嚥下状況の評価をします。

(株)フロンティアファーマシー フロンティア薬局綾瀬店

- ・ご入居者（一部ショートステイご利用者含む）の定時処方を医師の処方箋に基づき調剤します。ご入居者の身体状況に合わせ、錠剤、粉末、一包化、日付の記載など、薬剤師、看護職員及び介護職員とも連携し、確実にご入居者が内服できるように支援します。また、緊急の処方箋対応も可能です。
- ・医療ケア研修（感染対策、褥瘡予防など）の開催時は講師を派遣します。

④医療ケア研修

- ・介護職員へ医療ケア研修を実施し、看護、介護の連携を図ります。
- ・研修は入職時及び、定期的に確認研修を実施します。
- ・外部の専門機関による研修を開催し、より専門性の高い医療ケア研修を実施します。
 - i 介護職員等の喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第3号研修）
 - ii バイタル測定（体温、脈拍、血圧、呼吸、酸素飽和度、意識）
 - iii 感染対策（インフルエンザ、ノロウイルス、結核、血液、疥癬）
 - iv 褥瘡予防（体位交換、ポジショニング、スキンケア）
 - vi 食事支援（VE 検査、ミールラウンド）

⑤お看取り支援

- ・人生の最終段階にその方の望む最期に寄り添います。
- ・その方の「尊厳」を守り無理な延命はしません。
- ・施設の職員と嘱託医が連携し、ご本人、ご家族を支えます。
- ・人生の最終段階を支援できる職員育成を目指します。
- ・お看取り支援を通して、その方の生きてきた証、「命」を繋いで行きます。

《機能訓練科》

28年度は機能訓練指導員を中心としながら、ご入居者の身体機能における問題点に対して、状況とニーズを考慮し各セラピスト、他職種と協働して、ご入居者の身体状況に合わせた機能訓練を実施してきました。

29年度も各部署からの依頼による問題点について各セラピスト・介護職員・相談員・看護・栄養と協働し一緒に考えていきます。

高齢者は、一般的に加齢による各種身体機能の低下を示しますが、日常の不動や活動の低下、無意味な安静はその身体機能の低下を加速させます。これが「廃用症候群」です。現状の能力を適切に使う場面を多く設ける事で、残された能力を保ち、向上させ、ひいては今の日常生活動作を維持、改善することができます。以上のことから、高齢者の残されている「機能・能力の現状維持・向上」を目標にリハビリテーションを実施していきます。

また、意思表示が分かりづらいご利用者に対し、個別での関わりの時間を設け（和みの会・スヌーズレン）ご利用者の気持ちを汲み、少しでもリラックスできる場所の提供と関わりを実施していきます。

＜理学療法士＞

これまで通りの定期的な身体機能・ADL 評価に加え、リスク管理による二次障害の発生や事故の予防に努めます。動作や運動による問題発生時には、その原因を他部署の職員とともに検索し、再発予防を徹底致します。また、機能維持だけでなく、利用者の趣味や楽しみ、家族の希望を取り入れながら、身体状況に基づいた個別支援の提供を支援します。また、残存能力を適切に評価し、施設内外での自立を目指した支援の実現に寄与します。

＜作業療法士＞

身体機能の評価のみならず、認知機能の問題も勘案し、日常生活に則した全般的な評価・アプローチをします。

＜言語聴覚士＞

美味しく安全に食事をしていただく為に、日々のご入居者の食事状況、嚥下状態、食事介助、食事形態、栄養面等を介護職員・管理栄養士・看護師と協働し（ミールラウンド）評価を行います。必要に応じ、VE 検査（嚥下内視鏡検査）等、専門医の診断を仰ぎながら利用者の嚥下状態を精査し対応を検討します。

＜音楽療法士＞

音楽活動を通じて心身の回復、身体機能の運動や維持、改善を目指します。

また、長期記憶や回想への刺激、認知力の向上など認知症へのアプローチを行います。

《栄養科》

28年度は、入居者に安全に美味しく召し上がって頂ける食事の提供を行いました。
29年度も継続して、言語聴覚士、看護師、介護職員などの他職種と連携をし、より良い食事の提供ができるよう、検討していきます。また、入居者の食事に対する意見や要望を直接聞く事で、今後の献立などに反映していきます。また、入居者の細かな状態の変化に注意し、ミールラウンドやVE検査、言語聴覚士による嚥下状態の評価に基づいて食事の提供内容を検討していきます。状態の変化に合わせ、入居者それぞれの嚥下機能にあった食事の提供が出来るようにしていきます。

1. 栄養ケア

- ・入居者個人のデータの収集と栄養状態の把握。
- ・個人の要望と嗜好を出来る限り考慮し、より満足いただける食事の提供。
- ・個人の栄養状態と摂食嚥下機能に合わせた食事の検討と提供。

2. 食事支援ミーティングの実施（1回/月）

- ・管理栄養士、調理師、看護師、介護職員、生活相談員等で構成し、より良い食事の提供が出来るように話し合いの場を設け、意見交換や食事に関わる連絡調整を行う。
- ・介護職員も盛り付けを行う為、衛生管理、安全管理の徹底と、食中毒予防のための知識の普及、マニュアルの配布等。
- ・厨房職員と介護職員が協力し合える体制作り。
- ・言語聴覚士の指導の下、より良い食事形態の検討。

3. 厨房職員の意識、意欲の向上

- ・厨房職員と介護職員が協力し合い、スムーズに盛り付けから入居者・利用者へ配膳が行われるように、入居者・利用者各個人への対応意識の向上を図る。
- ・作業効率の向上を図り、安全でより良い食事の提供をできるように検討していく。

4. 調理技術の向上、作業の効率化

- ・厨房責任者、栄養士を中心に、厨房職員の技術の向上を図る。
- ・新調理システムを生かし、作業の効率化を図る。
- ・効率的に配食を行う為の、勤務体制作り。
- ・変化のある様々な料理に取り組む。

5. 選択食・特別食・代替食の提供

- ・選択食の実施により、食事への楽しみや喜びを感じていただく。
- ・疾病により食事制限がある利用者に、医師からの食事箋を基に食事を提供する。
- ・入居者・利用者各個人の食事摂取状態、嚥下状態に合わせた食事形態で提供する。

6. 行事食の実施

- ・季節ごと旬の食材を使用し、季節感を出す。
- ・行事にあった食事の提供を行う。

年間行事および季節食	
4月	お花見
5月	端午の節句
6月	入梅
7月	七夕／土用の丑の日
8月	バーベキュー／納涼祭
9月	敬老会
10月	紅葉狩り
11月	運動会
12月	冬至／クリスマス会／餅つき/ 忘年会／大晦日
1月	正月／七草／鏡開き／新年会
2月	節分
3月	桃の節句

7. 衛生管理・安全管理の徹底

- ・厨房内・倉庫の食品衛生管理。
- ・厨房内の衛生管理。
- ・専門業者による厨房内の付着細菌検査（月 1 回）・清掃（年 4 回）の実施。
- ・職員の定期検便検査の実施（11 月～4 月は月 1 回、5 月～10 月は月 2 回）。
- ・年 1 回健康診断の実施。

《食事支援ミーティング》

①全体構想

安全に美味しく、楽しくお食事を召し上がって頂きます。

②目標達成のための具体的な取り組み

安全にお食事を召し上がって頂くために、食事支援にかかる問題などを、管理栄養士・看護師・介護職員・生活相談員・機能訓練指導員などの多職種で話し合います。

入居者の状態変化に合わせて、随時の言語聴覚士の評価や月一回の歯科医師のミールラウンドによる評価を基に、食事提供内容の見直しを行います。また、必要に応じて嚥下内視鏡検査を受けて、食事提供内容や支援の工夫を検討します。

出来る限り経口でお食事を召し上がって頂くために、歯科医師や歯科衛生士と連携して適切な口腔ケアを継続し、入居者の口腔機能維持を図ります。

2Fフロア

「安全」

- ・嚥下内視鏡検査や各種評価を活用し、それぞれの利用者に対し、適切な形態でのお食事の提供をいたします。
- ・職員間で、正しい情報共有と統一された食事に関する対応を徹底していきます。
- ・歯科衛生士や言語聴覚士と連携しながら、利用者の口腔内の清潔を保ち、誤嚥性肺炎の予防、いつまでも食べたい物が食べられるように、日々のケアを徹底していきます。

「楽しみ」

- ・お楽しみ昼食会を開催します。
- ・食事前の口腔体操や食事中的BGMを実施し、楽しくお食事を召し上がれる環境を提供していきます。

3Fフロア

「安全」

- ・ミールラウンド、嚥下内視鏡検査、言語聴覚士による評価を通してご入居者が安全に食事を食べられる様な工夫（食器や配膳方法等）を行っていきます。
- ・フロアの職員が個々の提供方法や、工夫を把握し統一した支援で安全な食事の提供が出来る様していきます。
- ・食事時間のBGM等の工夫や食事の味をきちんと味わえるようなゆとりのある環境設定を目指します。

「楽しみ」

- ・隔月でお楽しみ食事会を行い、お食事への楽しみを持って頂ける様にしていきます。
- ・ご入居者からの要望の多い、おやつ作りの機会を行事などで設けて、「作る楽しさ」を感じてきます。また、自身で作ったおやつを召し上がる楽しみを持って頂ける様にしていきます。
- ・さくら話し合い等でご入居者より食事に関する要望を聞き取り支援に繋げていきます。

デイ

「安全」

- ・一人ひとりのご利用者に合ったお食事を提供します。又、安全に召し上がって頂ける様、必要に応じて受診や検査を促していきます。

「楽しみ」

- ・選択食やおやつ作りをとおして、お食事やおやつを楽しみにして頂ける様、努めます。

《管理課》

1. 人事・労務管理について

利用者サービスの提供者たる施設職員が安心して働ける職場、また働きやすい職場の確保に努めます。人材育成、福利厚生、研修等にも重点を置き、安定した雇用の確保を目指します。

①人事

- ・施設種別ごと、国又は都の示す配置基準を下回ることなくサービスの安定に努めます。
- ・施設職員と管理職は定期的に面談を行い、意思疎通を図りながら、安定したサービス提供を実施します。
- ・職員の配置換えや担当の変更が生じた際は家族懇談会等を通し、利用者もしくはご家族にお知らせいたします。

②安全衛生

- ・職員の定期健康診断を年1回、また夜間勤務を伴う職員については年2回実施します。
それに基づき適切な指導助言を行い、健康保持増進を図ります。
- ・労働災害またはそれに順ずる事由が発生した場合、速やかに検討する場を設け、再発防止の措置を講じます。
- ・衛生委員会を毎月開催し、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を目指します。また、労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づき「メンタルヘルスケア対策」に取り組めるよう努めます。

③人材育成・研修

- ・職員個々と上司による面接をキャリアパスに基づき年2回行い、年間の目標と成果の検証をし、個々のスキルアップを目指します。
- ・各種関係団体の主催する外部研修に積極的に職員を派遣し、その内容により施設担当職員に内部研修等により還元していきます。
- ・委員会等で問題提起された事柄は必要に応じて、施設内研修として施設職員の資質向上を目指します。
- ・職員からの研修等の希望があった場合は、勤務を配慮し、また研修費補助制度により研修費の助成を行い、積極的に支援します。

2. 施設・設備管理

施設・設備の維持管理を適正に行い、建物や設備の性能維持と機能確保に努め、快適な生活の確保、利用者サービスの質の向上と施設運営にかかる費用の効率化に繋がります。

①維持管理の実施

- ・建物管理の年次計画に基づき、専門業者委託による定期点検整備を実施します。
- ・職員による巡回点検と可能な限りの修繕を行います。

②環境衛生

- ・日常清掃の徹底を行い、施設内及び周辺の清潔保持に努めます。

- ・衛生に関する十分な職員教育を行い、予防のための習慣をつけられるよう働きかけを行います。

3. 防火・防災管理

消防計画に基づき、防火管理者を中心とした防火管理体制を敷き、防火・防災に備えます。

- ・想定しうる緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）を整備します。
- ・毎日の日常点検及び季節毎の定期自主点検を行い、防火予防を徹底します。
- ・年2回、防火・防災を想定した総合訓練を実施します。
- ・毎年行われる自衛消防訓練審査会に出場し、防火スキルを確認します。
- ・高齢者防火防災連絡協議会に参加し、西新井地区高齢者施設および消防署との連携を密にとり有事の際の利用者の安全の確保を円滑にします。
- ・西新井防火管理研究会に参加し、最新の防火管理知識の取得に努めます。
- ・地元町会との防火防災協定の締結に努力します。

4. 会計

- ・事業計画と予算に基づき、適正かつ公正な会計処理を行い、法人及び施設運営の安定に努めます。
- ・外部への透明性確保を念頭に置き、年度決算をホームページに開示し、また随時閲覧を出来るように配慮します。

5. 広報活動

施設内外での活動報告、業務報告、問題提唱など多岐にわたる情報を広報誌やホームページを通じて、情報発信していきます。広報誌は年4回発行いたします。

6. ボランティア

地域福祉の拠点として、積極的にボランティア活動の受入れと支援を行います。また地域社会とのつながりを深め、地域住民の理解を得ることに努めます。

- ・ボランティア活動希望者には、事前に活動に関する説明と承諾の機会を設けます。
- ・ボランティア受入れにより、ご利用者の生活の質の向上につなげます。
- ・活動を通じ、介護看護技術を伝え、地域に専門的技術や知識を還元します。
- ・施設外の人々の新鮮な眼にさらされることで、仕事見直しの契機にします。

7. 福祉教育

社会教育と地域交流の一環として、また専門資格取得の実習地として施設を積極的に提供いたします。

- ・大学、専門学校及び専門資格取得機関の実習地として、施設を提供します。

- ・近隣幼稚園等、小学校の福祉教育や中学校、高校の職業訓練を積極的に受け入れ、児童や生徒がご利用者を通じて、学び、感じ取ってもらえる環境を提供します。
- ・小中高生の研究制作や研究課題の場として、施設を提供します。

8. 職場研修

職員個々が足立邦栄会の一員として、社会人、組織人、職業人として、目的意識を持ち、自己を高めようとする姿勢を「職場研修実施要綱」に基づき、支援します。

9. 相談・苦情の対応

入居者・ご利用者の権利擁護と生活レベル向上のため、苦情の対応はもちろん、苦情に上がる前段階の発見に努め、速やかに協議、改善していきます。

- ・職員が提供するサービス内容の苦情や意見を聞く窓口を設け、これに適正かつ迅速な対応を行うために第三者を入れた苦情処理委員会を設置します。
- ・苦情に対する対応、解決、改善までの議事録は当事者の了解を得たうえで情報公開をします。
- ・苦情箱の設置（エレベーター前公衆電話横）及び苦情処理担当職員を設置し、苦情に対する迅速な対応と適切な解決に取り組みます。

《感染対策委員会》

入居者の健康と安全の為、感染症発症及び、蔓延予防の為の必要な措置を講じる事を目的に「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」「感染症・予防マニュアル」に基づき、迅速対応を行って行きます。29 年度も「感染症を持ち込まない」「感染症を起こさない」ことをスローガンに「予防、自己防衛」の観点で取り組みを行います。その基本となるのが全職員統一した手洗い、うがい、換気の言行。標準予防策の意識です。（スタンダードプリコーション）

感染症発症時は、マニュアルに沿った対応が全フロアに周知できるよう、臨時会議を設け、蔓延防止のために管理をして行きます。

定期研修・入職時研修時に指針・マニュアルの研修を行い、またインフルエンザ対応・嘔吐処理対応は、参加型研修を企画し、統一した対応を行います。
足立区の感染症情報（サーベランス）を参考に流行となっている感染症を発見し予防方法を伝達します。

《権利擁護委員会》

入居者の安全と権利を尊重する為、「身体拘束のゼロ」「接遇マナーの改善」「虐待防止の呼びかけ」目的に入居者の権利擁護を第一に考え、職員への注意喚起、ポスター等を作成し、施設の法令遵守をもとに委員会を行っていきます。

身体拘束の防止対策

その方の尊厳を保持することで、安易に拘束はしないようカンファレンスを行います。物理的拘束だけでなく、日々の支援の中での、抑制的言動も注意し、改善していきます。また、法的根拠、事例ディスカッションを通し、施設内研修を行い「身体拘束ゼロ」を目指します。離床センサーに関して、安全性を優先としますが、定期的にあセスメントし監視的環境を解決できるよう努力します

接遇マナーの向上

職員の言葉遣い・挨拶の改善を行うことを目的とし、職員に対して直接的指導、研修、フロア目標を用いて、注意喚起を行って行きます。敬意、配慮、活気ある対応を実現するために、接し方の標準化を図って行きます。接遇の乱れが身体拘束、不適切な支援と発展します。虐待の芽と意識し、より専門性の高い対応を検討します。

虐待防止対策

虐待を発見した場合、行政及び事業所責任者へ報告の義務とし、防止対策について検討していきます。また、業務の慣れから不適切な支援が浸透化し、入居者に不利益な支援が慢性化します。不適切な支援の改善を図るために専門職間で注意し合える環境作りの基盤としての役割を果たします。また、職員や家族の相談窓口としても機能していきます。

また、年2回虐待防止の意識付けとしてセルフチェックシートを行っていきます。

（人事考課シート記入時期）

《余暇リハビリ委員会》

入居者の生きがいや自己主張できる場として、積極的に参加できる活動を目指します。

入居者懇談会で、直接的な意見をアレンジし、月単位でレクリエーションカレンダーへ反映します。また、活動の幅を広げることで、入居者間での交流、仲間作りも視野に入れます。

<余暇>

- ・入居者の楽しみとフロアに活気が出るよう、積極的に活動に取り組みます。
- ・活動の幅を広げるため、フロア間での物品の共用、希望に応じた活動場所を提案します。
- ・職員の特技、特徴を生かした活動作りを取り組みます。
- ・個別支援も活動と捉え、日常的支援、居室の整理、清掃、相談相手など、個別に関わる活動も取り入れます。
- ・全職員が活動の大切さ、楽しさを実感し決められた活動の進行が出来るようにします。

<リハビリ>

- ・入居者の身体機能に関する情報共有を進めていきます
- ・入居者の機能維持・向上のために何をすべきか、職員間で情報と認識を共有し、日常生活に取り入れていきます。
- ・「自立支援」を意識し、日常生活で必要な動作を繰り返すことで、効果的なリハビリと捉えます。また、支援上でも「リハビリは生活にある」を合言葉に出来たことでの達成感により、1つでも自立できるよう配慮します。
- ・集団リハビリ、個別リハビリを充実させ運動する機会を増やします（レクリエーションカレンダーにも個別リハビリを入れます）

《ショートステイ委員会》

①ショートステイの利用者は、それぞれ異なる暮らしを自宅でされております。利用前にご本人、ご家族の意向を踏まえ、援助目標、支援方針を立て「短期入所サービス計画書」「個別支援計画書」を作成し、ご自宅での生活の延長、連動した介護サービスの提供に努めます。

＜統一した介護方法の提供＞

- ・ショートステイ利用時に、どのフロアをご利用頂いても、個別支援計画書に基づいた同一のサービスを提供いたします。
- ・ご自宅での生活リズムを崩さないサービスの提供を致します。
- ・居宅サービス計画書に沿い、目標達成に向けた支援を行います。
- ・特養の行事や活動に参加いただき、生活の質の向上や地域と触れ合える場を提供します。

②より地域へ還元できるように、ショートステイの満床（利用率100%）を目指します。施設全体のショートステイへの意識を再確認し、快く受け入れていく体制を作ります。

＜施設内における他部署との連携を図ります＞

- ・相談員、看護、介護の連携強化を図り、情報の共有認識をもち統一したケアの提供に努めます。
- ・ご本人もご家族も安心して利用ができるように、寄り添う支援を行います。
- ・各部署のルーティン業務を見直し、より多くの利用者の受け入れが、スムーズにできるよう努めます。
- ・特養入所に抵抗がある方や在宅生活が困難な方に対して、ショートステイを経て、安心して特養入所へつながるよう努めます。

《29年度研修プログラム》

＜介護・感染研修＞

予定	支援	感染対策
4月	口腔ケア研修 口腔ケアの必要性と実践的な知識技能の習得	感染マニュアルに沿った対応策 (感染症指針、マニュアルに沿った感染症発症時の基本的対応)
5月	法令遵守研修、接遇マナー (ミッションステートメント)	感染マニュアルに沿った対応策 (感染症指針、マニュアルに沿った感染症発症時の基本的対応)
6月	法令遵守研修、接遇マナー (ミッションステートメント)	スタンダードプリコーション研修 (標準的に行う疾患非特異的な感染予防、対応) ※フロンティア薬局企画
7月	介護技術基礎研修(排泄支援) 排泄物品の特徴を把握し基本的なおむつの当て方を学ぶ。	スタンダードプリコーション研修 (標準的に行う疾患非特異的な感染予防、対応) ※フロンティア薬局企画
8月	介護技術基礎研修(排泄支援) 排泄物品の特徴を把握し基本的なおむつの当て方を学ぶ。	血液感染(接触感染) 血液感染の基礎知識、支援上での留意点
9月	介護技術基礎研修(移乗支援) 移乗時での基本姿勢、動作の確認を演習する。 また、リスクを考慮した方法をディスカッションする。	ノロウィルス (感染マニュアルを基本にノロウィルスの正しい理解、嘔吐処理対応、感染対応) ※嘔吐処理対応は実践確認を行う。
10月	介護技術基礎研修(移乗支援) 移乗時での基本姿勢、動作の確認を演習する。 また、リスクを考慮した方法をディスカッションする。	ノロウィルス (感染マニュアルを基本にノロウィルスの正しい理解、嘔吐処理対応、感染対応) ※嘔吐処理対応は実践確認を行う。
11月	リスクマネジメント研修 (事故及びヒヤリハット法人定義の確認とリスク因子の事例検討を行う。)	ノロウィルス (感染マニュアルを基本にノロウィルスの正しい理解、嘔吐処理対応、感染対応) ※嘔吐処理対応は実践確認を行う。
12月	リスクマネジメント研修 (事故及びヒヤリハット法人定義の確認とリスク因子の事例検討を行う。)	インフルエンザ (感染マニュアルを基本にインフルエンザの正しい理解。対応策の確認)
1月	権利擁護研修(認知症対応) (認知症の正しい理解を深め権利侵害における身体拘束や虐待防止理解を深める。また、	インフルエンザ (感染マニュアルを基本にインフルエンザの正しい理解。対応策の確認)

	個人情報保護にも着眼点を当てます)	
2 月	権利擁護研修（認知症対応） （認知症の正しい理解を深め権利侵害における身体拘束や虐待防止理解を深める。また、個人情報保護にも着眼点を当てます）	インフルエンザ （感染マニュアルを基本にインフルエンザの正しい理解。対応策の確認）
3 月	看取り研修 家族、本人の思いに寄り添っての看取り支援	課題となっている補足研修

※障害施設において障害特性の理解、対応を含め勉強会に参加。参加された職員によりフィードバック報告会を行う。障害分類とは、自閉症、高次機能障害、統合失調症を目的とした勉強会

＜医療ケア研修＞

「介護職員等によるたんの吸引等研修」 第三号研修（介護福祉士対象） 「東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」不特定多数の者対象 不特定多数受講目標人数 1 名	
予定	医療ケア研修
4 月	バイタル測定研修（演習） バイタル測定マニュアルを基本に定義を理解（血圧、脈拍、体温、呼吸、意識レベル）
5 月	バイタル測定研修（演習） バイタル測定マニュアルを基本に定義を理解（血圧、脈拍、体温、呼吸、意識レベル）
6 月	バイタル測定研修（演習） バイタル測定マニュアルを基本に定義を理解（血圧、脈拍、体温、呼吸、意識レベル）
7 月	経管栄養確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
8 月	経管栄養確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
9 月	経管栄養確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
10 月	吸引確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
11 月	吸引確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
12 月	吸引確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
1 月	褥瘡研修 ※フロンティア薬局研修内容に準ずる
2 月	褥瘡研修 ※フロンティア薬局研修内容に準ずる
3 月	課題となっている補足研修

《平成29年度 さくら・かえで行事・活動予定表》

予定	行 事 ・ 活 動	目的・内容
4 月	お花見	近隣の公園、施設周辺を散歩されることで気分転換や桜をご覧となることで四季を感じていただく
5 月	端午の節句 ご家族懇談会	菖蒲湯（掛け湯）を実施し無病を祈願します。 また、端午節句へ向けたフロアの装飾を行います
7 月	七夕	個別支援にて個々の願い事を書き笹の葉にするし祈願します
8 月	納涼祭	夏の大イベントでもある夏祭りを全体行事、地域交流も含め行います
9 月	敬老会 ご家族懇談会	ご長寿の皆様へ感謝として全体行事としてお祝いさせていただきます
10 月	スポーツ会	日々のレクリエーションで運動的な活動を中心にプログラムします
12 月	クリスマス会 餅つき	クリスマス活動はフロア装飾により華やか、楽しみある環境を作って行きます 餅つきは定例活動として行います
1 月	新年会 ご家族懇談会 初詣	新年会では定例の獅子舞行事があります 初詣参拝希望者は近隣の赤城神社へ外出します
2 月	節分	皆様が一体となって鬼退治をして無病息災を願います
3 月	ひな祭り	制作活動、フロア装飾を始めとして華やかな活動とします
個別支援	さくら個別支援 かえで個別支援	さくら個別支援は随時30分～40分での個別支援を行います（希望者） かえで個別支援は年間1日外出同行や身の回り支援等行います

- ・ 行事日程は暫定の期日を年間スケジュールに掲載していますが、フロアにより日程変更となる場合がありますので、担当フロアにご確認ください。また、行事・活動はフロアに掲示しております「レクリエーションカレンダー」に掲載致します
- ・ 行事は2F・3F全体で行い、活動はフロアごとに行います
- ・ 個別支援での職員費用・送迎は無料ですが、飲食代は自己負担となります。
- ・ 行事・活動計画の他に、さくら・かえで利用者懇談会での意見から、追加される活動もございます。

平成29年度 特別養護老人ホームさくら・障害者支援施設かえて年間予定表

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
1	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木	1
2	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金	2
3	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土	3
4	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日	4
5	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月	5
6	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火	6
7	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水	7
8	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木	8
9	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金	9
10	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土	10
11	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日	11
12	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月	12
13	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火	13
14	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水	14
15	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木	15
16	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金	16
17	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土	17
18	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日	18
19	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月	19
20	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火	20
21	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水	21
22	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木	22
23	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金	23
24	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土	24
25	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日	25
26	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月	26
27	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火	27
28	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水	28
29	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木	29
30	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金	30
31		水		月	木		火		日	水		土	31

《施設入所支援》

①入居者個々の障害特性を理解し支援を実施する

入居者の障害特性が個々に異なる為、その一つ一つを支援する職員が理解し、まずグループ内で共通認識を持ちながら、支援をしていく。その後フロア職員へ周知していきます。年に 2 回ケースカンファレンスを実施し、その中で地域移行に向けた確認を行い、相談事業所と連携を持ちながら、目標を持ちながら行っていきます。

②要望の解決に向けた迅速な行動を実施する

要望を確認した際は迅速に行動し、解決に向けた取り組みを実施していきます。また、各入居者から相談をしっかりと受けられるよう信頼関係を持ち、居室担当が中心となっていきます。生活上の規律を職員がしっかりと説明できるチーム作りをします。

③入居者主体の活動を取り入れていく。

余暇活動を行う際、利用者の意見を取り入れ、意思を確認しながら、入居者が主体となって行事や活動を実施していきます。

④外部研修への参加

積極的に外部研修に参加します。また、全体でフィードバック報告会を施設内で設けることで支援の質の向上を図ります。

⑤虐待防止のための取り組み

日々の関わりの中で身体拘束、虐待の芽を早期発見し、職員間で注意し合える環境を整えます。また、権利侵害への正しい理解のために研修参加と内部研修を行っていきます。

※①フロア間での共通認識までには至っていない為、今後も取り組んでいく必要があり、各職員には理解をしっかりと頂けるようミーティング等を活用していく。

※②各個人としての訴えや、要望の傾聴、解決はできるが、チームとしては取り組みにかけている。報告、連絡、相談の徹底を継続して行うことが必要。また、解決できる要望なのかの判断ができる、もしくは持ち帰ることができる声掛け等のコミュニケーション能力が必要。

※③実施出来ているが、話しがまとまるまでの期間が長くなってしまう事がる。

※④フロア人員の関係上研修への参加は殆どする事が出来なかった。今後は専門性の高い研修へ参加し、フロアへフィードバックしていく。

※⑤虐待に繋がる行動は見られていないが、今後も発生しない環境を作っていく。

《生活介護》

障害者支援施設かえでは、「利用者主体」の支援を目指し、利用者一人ひとりの個性を尊重し、充実した時間を過ごしていただくように努めていきます。利用の目的は、利用者一人ひとり異なりますが、相談しやすい環境作りに努め個々のニーズを少しでも多く汲み取り、活動や機能訓練に反映させ、「自立した生活の足掛かり」になれるよう、支援を行います。また、利用者一人ひとりが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせていくことができるよう、地域福祉の拠点として、行政・福祉サービス関係機関と綿密に連携を取っていきます。

具体的な目標として

- ① 利用者の「利用目的」と「意欲・生活の質の向上」につながる支援を念頭に、生活介護計画書を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。生活介護サービス計画書は、障害福祉サービス受給者証の更新時期に合わせて計画書の作成を行い、6 ヶ月に 1 度モニタリングを行い必要性に応じて見直しを行っていきます。計画書の更新時期には、面談を行い計画書の説明を行い個別性のある、より良いサービスが提供できるようにしていきます。
- ② 利用者との定期的な「話し合い」の場を通じて、利用者の意見を尊重した活動・レクリエーションを提供し、「利用者主体」・「自己決定」の実現を目指していきます。また、活動では、個別支援を念頭に置き、個々の能力に合わせて必要時には機能訓練科と連携しながら、充実した活動が提供できるよう努めます。個別支援の一環として個別外出を、また社会参加の一環として、東京都障害者美術展等のご案内・参加をしていきます。
- ③ 機能訓練では、利用者・家族のニーズや目的をきちんと理解して、理学療法士・作業療法士・機能訓練指導員・看護師の指示のもと、機能訓練を行い身体状況の維持・向上を目指し支援を行っていきます。また、利用者の在宅生活に反映できるように、生活背景を理解しながら状態の変化に応じてプログラムの見直しを行います。
- ④ プライバシーの保護として、サービス提供環境において個人の尊厳と周囲への配慮を忘れず、出来る限り同性介助を基本に支援を行います。
- ⑤ 食事の大切さを知っていただく為にも、食事前に「口腔体操」や食後の「口腔ケア」を継続して行います。ご利用者同士の確認や鏡を使用する事で、効果を高められる様に支援します。

《生活介護》

1. 食事・おやつ

食事を美味しく、楽しく、安全に召し上がっていただけるよう利用者の意見を尊重した献立の工夫を行います。食材によっては酵素を使用し、より安全に食事ができるように努めます。

①美味しく

利用者懇談会など、都度、利用者一人ひとりの意見をお聞きし、管理栄養士と連携して献立に反映ができるように努めます。また、食材に酵素を使用するなど食感への工夫を行います。

②楽しく

実物を見て主菜を選択する選択食や、利用者の活動環境の中で行う盛り付けにより、「食事が楽しみ」と感じていただけるように努めます。また、季節ごとに定期的におやつ作りの機会を設け、他者と交流しながら楽しくおやつの時間を過ごしていただけるように配慮します。在宅生活を意識して、昼食の自主献立・調理を行い買い物から参加して頂きます。

③安全に

利用者一人ひとりにあった食事を提供する為、ご家族・関係機関・管理栄養士・機能訓練科と連携しながら、咀嚼・嚥下が困難な方などにはムース食や刻み食などの提供・見直しを行い、咽込みや誤嚥に注意し安全に食事を提供します。さらに、食事前には各フロアでの口腔体操に参加していただき、口腔機能の維持を目指します。また、高齢・認知・障害と各フロアの特徴を理解しながら食事支援プロジェクトと連携し、職員の知識向上に努めていきます。

2. 入浴

利用者がゆったりと快適な入浴を楽しんでいただけるように対応します。多くの方に入浴機会を提供出来るよう、年度内に午後も入浴サービスの実施を検討します。

①浴室の温度・湿度、湯温の調整をこまめに行います。また、出来る限り利用者一人ひとりの要望を取り入れ、満足感や楽しみにつなげます。

②安全な入浴介助を行うために、機械操作の安全確認を行ない迅速な対応をします。また、看護師と連携を図りながらご利用者の身体状況に応じた入浴介助を行い、清潔保持に努めます。

③菖蒲湯と柚子湯の行事湯を年 2 回行います。また、入浴が気分転換となるようにリラックスできる空間作りを目指します。その他、フルーツ湯等の変わり湯を年 4 回行います。

3. 健康管理

健康状態・機能維持のため、介護スタッフ・看護師が連携して健康管理を行います。

- ①個々の生活状況を踏まえ、1日の活動が進められるよう基本的なバイタル測定を行い健康状態を確認します。
- ②体調不良時には、状態に合わせて迅速に対応し必要に応じてご家族・関係機関と連携を図ります。
- ③面接時とご利用後の情報を基に個々の健康状態を踏まえ、必要に応じ助言等をします。また、受診等により、内服薬及び処置等、かかりつけ医からの指示があれば対応を検討します。ご家族・関係機関と連携しながら定期的な薬情の提出や医療情報の共有を図ります。
- ④必要時は、訪問マッサージや訪問歯科のご紹介・連携を行い他機関と共同で機能維持を目指します。

4. 環境整備

- ①環境美化を行い、利用者が快適に過ごせる空間作りを心がけます。
- ②各部屋・廊下等ご利用者が、季節感を味わい他利用者との歓談が出来る環境づくりを心がけます。
- ③エコ環境への取り組みとして、南向きの窓を有効活用し冬場のエアコン使用時間短縮、温度設定を下げる等効率よくエコ環境に取り組めます。

5. 送迎

- ①利用者に安心して乗って頂けるように、安全を最優先して事故の無いように送迎をします。
- ②家族との交流・情報交換の場として、送迎を活用して支援に繋がります。

6. 行事

時節に合った行事を企画・立案し、ご利用者が季節を感じながら楽しんで通所できるように支援します。また、準備だけではなく外出先の場所などもお伺いし企画段階から参加して頂けるように取り組んでいきます。

7. 広報誌

- ①施設の活動の内容や様子を多くの方達に知って頂く為、行事写真などを活用して誌面を充実させ、楽しんでいただける広報誌作りを行います。又、施設の透明化・外部（近隣・各関連事業所）からの理解度を深める様な誌面作りを心掛けます。
- ②プライバシーに配慮しながら、デイサービスの活動や情報を広め、地域包括支援センターや各関係事業所などに配布し広報活動を行っていきます。
- ③行事ごとに、活動スペースへ行事写真の掲載をします。その後は、アルバムにまとめ施設内に閲覧できる環境を設けます。アルバムに使用しなかった写真や、外出時の集合写真等を活動の一環として提供させて頂きます。

8. ボランティア・実習生（職場体験）

- ①実習生の受け入れに関し、効果的な実習ができるように目標やプログラムを作成します。
利用者の個人情報などプライバシーの尊重や留意事項を徹底します。
- ②近隣の学校からの職場体験や福祉系大学・専門学校の実習生を、積極的に受け入れ人材育成に貢献していくよう努めます。

《相談支援》

相談支援の基本である「相手の立場になって考える」という姿勢を基本に、利用者や家族の目線に立った相談支援を行い、利用者や家族のニーズを汲み取れるよう努めます。
また、在宅生活が無理なく送っていけるよう、関係機関との連携を取り支援をします。

具体的な目標として

- ①多職種との連携強化をし、利用者一人ひとりのニーズを早期に発見できるように努めます。
また、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせていけるように、福祉事務所のケースワーカーをはじめとする、福祉サービス関係機関とのネットワークの構築に努めます。
- ②利用中に充実した時間を過ごしていただくために、家族をはじめとする関係機関と綿密な連携を取り、情報共有を図るとともに、職員が良好なケアを継続できるように、日々スタッフミーティングにて、意見交換を行い安定したサービスを提供できるように努めます。
- ③家族や地域住民の方々と関わる機会を持ち、地域が抱える福祉ニーズを把握するよう努め、地域の中での支え合っていく仕組みに多く貢献ができるよう、地域福祉の拠点として、「家族会」の開催など、事業者としての役割を果たすようにしていきます。
施設入所支援・生活介護利用者それぞれの生活状況について情報交換を行い、地域生活についての情報共有の機会を設けます。
地域社会で行われている文化活動等のパンフレットを掲示・ファイリングし、閲覧出来る環境を設け情報提供します。
- ④情報の保護・共有については、「個人情報保護法」の趣旨に踏まえて、事業所で扱っている個人情報の利用目的や個人情報の保護に関することも明示し、保護の共有をします。また、開示請求に対する対応方法を明示し、個人情報の保護について「重要事項説明書」や「契約書」に明示し職員・実習生・ボランティアに周知します。
- ⑤苦情の対応については、苦情窓口を設置し、速やかに解決すよう努めます。また、解決困難な場合は、関係機関と連携を取り、助言・指導を得て改善を行います。同様の苦情・事故が起らないように苦情処理の内容を記録し、再発防止に努めサービスの質の向上に努めます。

《平成29年度 かえで（生活介護）行事・活動予定表》

予定	行事名	目的・内容
5月8日から 5月11日	利用者懇談会	前年度の活動報告及び今年度の行事予定を報告する。 ご利用者からの意見・要望を伺いサービスに反映していく。
6月下旬	東京都障害者美術展 展＜制作開始＞	社会参加の一環として、ご利用者の作品を出展する。 ＜出展8月＞
7月10日から 7月12日	夏祭り	夏祭りを通じて利用者同士の交流を深める。 縁日や季節感を楽しんでもいただく。
9月11日から 9月15日	敬老会	行事食と催しを楽しみながら、高齢デイサービスのご利用者と共に長寿と健康を労い祝う。
12月21日から 12月22日	餅つき	日本の伝統である餅つきをしながら、新年を迎える準備をする。
12月25日～ 12月26日	クリスマス会 忘年会	一年を振り返りながら、年末の行事をご利用者と共に祝う。
1月4日～ 1月8日	新年会	ご利用者・職員が共に、行事食と催しを楽しみながら新年を祝う。
2月1日～ 2月3日	節分（豆まき）	鬼退治をして邪気を払い、今年も良い年になるように福を招き入れる。
随時	個別外出	ご利用者の希望に沿った個別外出や集団外出など時期に関わらず行う。＜年1回＞
随時	おやつ作り	おやつ作りを通じて、協力し合いながら交流を深め工夫を凝らした調理を行う。
随時	クラブ活動	運動・文化系の活動を小グループで実施して活動を通して交流を深める。
年度内調整	地域生活情報交換会	施設入所支援・生活介護それぞれのご利用者から、地域社会とのつながり等の事例紹介をおこなう。
年度内	通所事業家族懇談会 （文化祭同時開催予定）	ご家族からの意見・要望を伺いサービスに反映していく。また、サービス提供状況の報告と、ご利用者の製作物等の展示・紹介をする。
年6回	変わり湯・季節湯	菖蒲湯・柚子湯の行事湯や趣向をこらした季節ごとの入浴を楽しんでもいただく。

平成29年度 障害者支援施設かえで（生活介護）年間行事表

	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		
1	土		月	菖蒲湯	木		土		火		金		日		水		金		月	年末年始休業	木	節分	木		1
2	日		火	マツノ ムト会議 菖蒲湯	金		日		水		土		月		木	マツノ ムト会議	土		火	↓	金	節分	金		2
3	月	お花見	水	菖蒲湯	土		月		木	マツノ ムト会議	日		火	マツノ ムト会議 権利擁護委員会	金		日		水	↓	土		土		3
4	火	マネジメント会議・権利擁護 委員会・お花見	木	菖蒲湯	日		火	権利擁護委員会夏 マツノ ムト会議	金		月		水		土		月		木	新年会	日		日		4
5	水	お花見	金	菖蒲湯	月		水		土		火	権利擁護委員会 マツノ ムト会議	木		日		火	マツノ ムト会議 権利擁護委員会	金	新年会	月		月		5
6	木	お花見	土		火	マツノ ムト会議 権利擁護委員会	木		日		水		金		月		水		土		火	マツノ ムト会議 権利擁護委員会	火	マツノ ムト会議 権利擁護委員会	6
7	金	お花見	日		水		金		月		木		土		火	権利擁護委員 会	木		日		水		水		7
8	土		月	利用者懇談会	木		土		火	権利擁護委員会	金	運営会議	日		水	相談支援部会	金	運営会議	月	新年会	木		木		8
9	日		火	権利擁護委員会 利用者懇談会	金	運営会議	日		水	相談支援部会	土		月		木		土		火	マツノ ムト会議 権利擁護委員会	金	運営会議	金	運営会議	9
10	月		水	利用者懇談会 相談支援部会	土		月	夏祭り	木		日		火		金	運営会議	日		水	相談支援部会	土		土		10
11	火		木	利用者懇談会	日		火	夏祭り	金	運営会議	月	敬老会	水	相談支援部会	土		月		木		日		日		11
12	水	相談支援部会	金	運営会議	月		水	夏祭り 相談支援部会	土		火	敬老会	木		日		火		金	運営会議	月		月		12
13	木		土		火		木		日		水	敬老会 相談支援部会	金	運営会議	月		水	相談支援部会	土		火		火		13
14	金	運営会議	日		水	相談支援部会	金	運営会議	月		木	敬老会	土		火		木		日		水	相談支援部会	水	相談支援部会	14
15	土		月		木	感染対策委員会	土		火	感染対策委員会	金	敬老会	日		水	食事支援ミーティング	金		月		木		木		15
16	日		火	感染対策委員会	金		日		水	食事支援ミーティング	土		月		木		土		火	感染対策委員会	金		金		16
17	月		水	食事支援ミーティング	土		月		木		日		火	感染対策委員会	金		日		水	食事支援ミーティング	土		土		17
18	火	感染対策委員会	木		日		火	感染対策委員会	金		月		水	食事支援ミーティング	土		月	ゆず湯	木		日		日		18
19	水	食事支援ミーティング	金		月		水	食事支援ミーティング	土		火	感染対策委員会	木		日		火	感染対策委員会 ゆず湯	金		月		月		19
20	木		土		火		木		日		水	食事支援ミーティング	金		月		水	食事支援ミーティング ゆず湯	土		火	感染対策委員会	火	感染対策委員会	20
21	金		日		水	食事支援ミーティング	金		月		木		土		火	感染対策委員会	木	もちつき ゆず湯	日		水	食事支援ミーティング	水	食事支援ミーティング	21
22	土		月		木		土		火		金		日		水		金	もちつき ゆず湯	月		木		木		22
23	日		火		金		日		水		土		月		木		土		火		金		金		23
24	月		水		土		月	変わり湯	木	グループ会議	日		火		金		日		水		土		土		24
25	火		木	グループ会議	日		火	変わり湯	金		月		水		土		月	かえで一体化MT	木	グループ会議	日		日		25
26	水		金		月		水		土		火		木	グループ会議	日		火	グループ会議	金	変わり湯	月		月	香りあがり湯	26
27	木	グループ会議	土		火		木	グループ会議	日		水	変わり湯	金		月		水		土		火	グループ会議	火	香りあがり湯/グ ループ会議 かえで一体化MT	27
28	金		日		水		金		月		木	変わりの湯/グ ループ会議 かえで一体化MT	土		火		木	営業最終日	日		水		水	香りあがり湯	28
29	土		月		木	グループ会議 かえで一体化MT	土		火		金		日		水		金	年末年始休業	月				木	香りあがり湯	29
30	日		火		金		日		水		土		月		木	グループ会議	土	↓	火				金	香りあがり湯	30
31			水				月		木				火				日	↓	水				土		31

備考：①お花見の行事は、桜の開花時期により随時変更となります。 ②個別外出事は、気候により日程変更する事があります。 ③防災訓練は日程が決まり次第告知致します。
調整予定：①地域生活情報交換会/11月を予定しています。 ②通所事業家族懇談会（文化祭同時開催）/10月を予定しています。

平成29年度 デイサービスセンターさくら事業計画

デイサービスセンターさくら

デイサービスセンターさくらは、利用者一人ひとりが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせていけるように、利用者や家族の目線に立ち、自立した生活に少しでも貢献ができるような支援を目指します。利用に当たって、「ご本人・ご家族に満足していただけるデイサービス」を合言葉に、利用者一人ひとりのニーズを少しでも汲み取れるよう努め、デイサービスでの利用が、充実した時間となっただけできるよう、サービスの質の向上に努めます。また、地域の社会資源として求められている役割を意識し、地域福祉の拠点として、近隣の保育園や小学校との交流や、ボランティアを中心に地域住民の方々との交流を積極的に図っていき、地域とのつながりを大切にしていきます。

《デイサービスセンターさくら》（指定居宅サービス通常規模型通所介護）

デイサービスセンターさくら・予防さくらは、利用者主体のデイサービスを目指し「デイサービスに来ると楽しい」と感じていただけるように、活動内容の充実と実践に向けて努力します。要介護・要支援それぞれのご利用者が、有する能力に応じて活き活きと過ごせる環境設定や関わり方を探します。また、「尊厳」「個別化」「自己選択」を念頭に置いたサービス提供の中で、いつまでも自宅で生活を送ることが出来るような支援を目指します。

具体的な目標として

- ① 創作活動やレクリエーションでは、利用者からの要望を出来る限り反映し、以前からの趣味等を活かした活動を取り入れ、意欲の向上を図れるよう支援します。また、レクリエーションや活動を通して利用者一人ひとりが、より良い関係を築いていけるよう働きかけます。
- ② 心身ともに気分転換を図っていただくために、季節に合った創作活動・お花見ドライブ・秋の外出等で季節を感じていただけるような活動を提供します。また、新しい音楽体操を定期的に取り入れ、楽しみながら体を動かせる機会を作ります。
- ③ ご利用中の会話だけではなく、表情・しぐさ等の小さな変化を通して様子を把握し、利用者・家族の抱えている問題や希望等も、ご本人や家族の立場になって考え対応します。利用者に対して、尊敬の念を忘れず言葉かけや接し方には十分配慮して、失礼のないようにします。
- ④ 日常の支援では、利用者のプライバシーを配慮した支援をします。入浴・トイレ介入の際には、利用者の羞恥心に配慮した支援をします。
- ⑤ 担当ケアマネジャーとの連携を強化し、居宅サービス計画書を基に通所介護計画を作成します。また、通所介護計画書に沿った支援内容を実施します。デイサービスを利用していただく中で、ご利用者の状態の変化やサービス内容に変更がある場合は、計画書の見直しを随時行います。

《デイサービスセンターさくら》（指定地域密着型サービス認知症対応型通所介護）

テイルームさくらは、自立した在宅生活を送る事が出来る様に日々の生活の一部として充実した時間を過ごして頂く為、利用者の持っている能力を最大限に引き出すような支援を目指します。「その人らしさ」を十分に発揮できるよう、利用者一人ひとりとの関わりを大切にします。また、「尊厳」「個別化」「自己選択」を念頭に置いたサービス提供の中で認知症の進行予防に努めていきます。

具体的な目標として

- ①自立した在宅生活を送る事が出来る様に、日々の生活の一部として充実した時間を過ごして頂く為、創作活動やレクリエーションなどを通し心身ともにリフレッシュしていただけるように支援をしていきます。在宅生活に活かす事を念頭に、サービスプログラムの中で準備段階を含めご利用者に参加して頂ける工夫をします。
- ②利用者の持っている能力を最大限に引き出す支援を目標に、日々の小さな変化や表情・しぐさ等に注目し、ニーズを早期に汲み取れるように努めます。
- ③「その人らしさ」を十分に発揮できるよう、利用者一人ひとりとの関わりを大切にします。また、入浴やトイレ介入の時など利用者のプライバシーに配慮した支援を行います。
- ④居宅サービス計画書を基に個別性のある通所介護計画を作成していき、担当ケアマネジャーとの連携を強化し、計画書に沿った支援内容を実施していきます。また、デイサービスを利用していただく中で、利用者の状態の変化やサービス内容に変更がある場合は、随時計画書の見直しを行っていきます。
- ⑤サービスの質の確保と地域に開かれたサービスを目的に、利用者・ボランティア・職員の代表者で構成される運営推進会議を年2回実施します。

＜共通項目＞

1. 貯筋体操・口腔体操について

日常生活動作に役立つ「貯筋体操」をはじめとし、利用者の状態に合わせた音楽体操や体操リハビリの要素を盛り込んだゴムバンドの対応等の運動を行い、楽しみながら身体能力・生活能力の維持向上に繋がる機会を提供します。

- ①介護予防運動として「運動器の機能向上」や「個別機能訓練」に取り組み、利用者の機能維持や筋力低下防止のため「貯筋体操」を継続して行います。対象者は、定期的に看護師にて測定を行います。
- ②嚥下状態の改善のために「口腔体操」や「食事後の歯磨き」を継続して行います。
- ③必要に応じて、利用者個々の関係機関の専門職から助言を頂き自主的な運動機会の提供をします。

2. 食事・おやつ

利用者の意見を尊重する為、食後にコミュニケーションをとり一人ひとりにあった食事環境を提供します。また、「美味しく・楽しく・安全に」を目標にします。

食事支援プロジェクトと連携し、ご利用者の食事支援へ反映できるよう努めます。

①美味しく

利用者懇談会など、都度、利用者一人ひとりの意見をお聞きし、管理栄養士と連携して献立に反映ができるように努めます。また、食材に酵素を使用するなど食感への工夫を行います。

②楽しく

実物を見て主菜を選択する選択食や、利用者の活動環境の中で行う盛り付けにより、「食事が楽しみ」と感じていただけるように努めます。また、季節ごとに定期的におやつ作りの機会を設け、他者と交流しながら楽しくおやつの時間を過ごしていただけるように配慮します。在宅生活を意識して、昼食の自主献立・調理を行い買い物から参加して頂きます。

③安全に

利用者一人ひとりにあった食事を提供する為、ケアマネージャーや関係機関・管理栄養士・機能訓練科と連携しながら、咀嚼・嚥下が困難な方などにはムース食や刻み食などの提供・見直しを行い、咽込みや誤嚥に注意し安全に食事を提供します。さらに、食事前には各フロアでの口腔体操に参加していただき、口腔機能の維持を目指します。また、高齢・認知・障害と各フロアの特徴を理解しながら食事支援プロジェクトと連携し、職員の知識向上に努めていきます。

3. 入浴

利用者がゆったりと快適な入浴を楽しんでいただけるように対応します。多くの方に入浴の機会を提供出来るよう、年度内に午後も入浴サービスの実施を検討します。

- ①浴室の温度・湿度、湯温の調整をこまめに行います。また出来る限り利用者一人ひとりの要望を取り入れ、満足感や楽しみにつなげます。
- ②安全な入浴介助を行うために、機械操作の安全確認を行ない迅速な対応をします。また、看護師と連携を図りながらご利用者の身体状況に応じた入浴介助を行い、清潔保持に努めます。
- ③菖蒲湯と柚子湯の行事湯を年 2 回行います。また、入浴が気分転換となるようにリラックスできる空間作りを目指します。その他、フルーツ湯等の変わり湯を年 4 回行います。

4. 健康管理

健康状態・機能維持のため、介護スタッフ・看護師が連携して健康管理を行います。

- ①個々の生活状況を踏まえ、一日の活動が進められるよう、基本的なバイタル測定を行い健康状態を確認します。
- ②体調不良時には、状態に合わせて迅速に対応し必要に応じてご家族・関係機関と連携を図ります。
- ③面接時と利用後の情報を基に個々の健康状態を踏まえ、必要に応じ助言等をします。また、受診等により、内服薬及び処置等、かかりつけ医からの指示があれば対応を検討します。ご家族・関係機関と連携しながら定期的な薬情の提出や医療情報の共有を図ります。
- ④必要時は、訪問マッサージや訪問歯科のご紹介・連携を行い他機関と共同で機能維持を目指します。

5. 環境整備

- ①環境美化を行い、利用者が快適に過ごせる空間作りを心がけます。
- ②各部屋・廊下等ご利用者が、季節感を味わい他利用者との歓談が出来る環境づくりを心がけます。
- ③エコ環境への取り組みとして、南向きの窓を有効活用し冬場のエアコン使用時間短縮、温度設定を下げる等効率よくエコ環境に取り組みます。

6. 送迎

- ①利用者に安心して乗って頂けるよう、安全を最優先して事故の無いように送迎をします。
- ②家族との交流・情報交換の場として、送迎を活用して支援に繋がります。

7. 行事

時節に合った行事を企画・立案し、利用者が季節を感じながら楽しんで通所できるように支援します。また、準備だけではなく外出先の場所などもお伺いし企画段階から参加して頂けるように取り組んでいきます。

8. 広報活動

- ①施設の活動の内容や様子を多くの方達に知って頂く為、行事写真などを活用して誌面を充実させ、楽しんでいただける広報誌作りを行います。又、施設の透明化・外部（近隣・各関連事業所）からの理解度を深める様な誌面作りを心掛けます。
- ②プライバシーに配慮しながら、デイサービスの活動や情報を広め、地域包括支援センターや各関係事業所などに配布し、広報活動を行っていきます。
- ③行事ごとに、活動スペースへ行事写真の掲載をします。その後は、アルバムにまとめ施設内に見覧できる環境を設けます。アルバムに使用しなかった写真や、外出時の集合写真等を活動の一環として提供させて頂きます。

9. ボランティア・実習生（職場体験）

- ①実習生の受け入れに関し、効果的な実習ができるように目標やプログラムを作成します。利用者の個人情報などプライバシーの尊重や留意事項を徹底します。
- ②近隣の学校からの職場体験や福祉系大学・専門学校の実習生を、積極的に受け入れ人材育成に貢献していくよう努めます。

<相談支援>

相談支援の基本である「相手の立場になって考える」という姿勢を基本に、利用者や家族の目線に立った相談支援を行い、利用者や家族のニーズを汲み取れるよう努めます。また、在宅生活が無理なく送っていけるよう、関係機関との連携を取り支援をします。

具体的な目標として

- ①利用中に充実した時間を過ごしていただくために、家族をはじめとする関係機関と綿密な連携を取り、情報共有を図るとともに、職員が良好なケアを継続できるように、日々スタッフミーティングにて、意見交換を行い安定したサービスを提供できるように努めます。
- ②家族や地域住民の方々と関わる機会を持ち、地域が抱える福祉ニーズを把握するよう努め、地域の中での支え合っていく仕組みに多く貢献ができるよう、地域福祉の拠点として、「家族会」の開催など、事業者としての役割を果たすようにしていきます。
- ③情報の保護・共有については、「個人情報保護法」の趣旨に踏まえて、事業所で扱っている個人情報の利用目的や個人情報の保護に関することも明示し、保護の共有をします。また、開示請求に対する対応方法を明示し、個人情報の保護について「重要事項説明書」や「契約書」に明示し職員・実習生・ボランティアに周知します。
- ④苦情の対応については、苦情窓口を設置し、速やかに解決できるよう努めます。また、解決困難な場合は、関係機関と連携を取り、助言・指導を得て改善を行います。同様の苦情・事故が起らないように苦情処理の内容を記録し、再発防止に努めサービスの質の向上に努めます。

《平成29年度 デイサービスセンターさくら行事・活動予定表》

予定	行事名	目的・内容
5月8日から 5月11日	利用者懇談会	前年の活動報告及び今年度の行事予定を報告する。 利用者からの意見・要望をお聞きし、サービスに反映していく。
7月10日から 7月12日	夏祭り	夏祭りを通じて利用者同士の交流を深める。 縁日や季節感を楽しんでいただく。
9月11日から 9月15日	敬老会	行事食と催しを楽しみながら、利用者と共に長寿と健康を労い祝う。
10月2日から 10月6日	センター外出	外食や買い物・季節の移り変わりを肌で感じていただき気分転換する機会をもつ。
11月6日から 11月10日	ルーム外出	外食や買い物・季節の移り変わりを肌で感じていただき気分転換する機会をもつ。
12月21日から 12月22日	餅つき	日本の伝統である餅つきをしながら、新年を迎える準備をする。
12月25日から 12月26日	クリスマス会 忘年会	一年を振り返りながら、年末の行事を利用者と共に祝う。
1月4日から 1月8日	新年会	利用者・職員が一緒に行事食と催しを楽しみながら新年を祝う。
2月1日から 2月3日	節分（豆まき）	鬼退治をして邪気を払い、今年も良い年になるように福を招き入れる。
随時	おやつ作り	おやつ作りを通じて、協力し合いながら交流を深め工夫を凝らした調理を行う。
年度内調整	運営推進会議（ルーム）	関係者で集まり、情報交換を通してサービスの質の向上を目指す。
年度内調整	通所事業家族懇談会 （文化祭同時開催予定）	家族からの意見・要望を伺いサービスに反映していく。また、サービス提供状況の報告と、利用者の製作物等の展示・紹介をする。
年6回	変わり湯・季節湯	菖蒲湯・柚子湯の行事湯や趣向をこらした季節ごとの入浴を楽しんでいただく。

平成29年度 デイサービスセンターさくら・テイルームさくら年間行事表

	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		
1	土		月	菖蒲湯	木		土		火		金		日		水		金		月	年末年始休業	木		木		1
2	日		火	マツノ 外出会議 菖蒲湯	金		日		水		土		月	センター外出	木	マツノ 外出会議	土		火	↓	金	節分	金		2
3	月	お花見	水	菖蒲湯	土		月		木	マツノ 外出会議	日		火	マツノ 外出会議 権利擁護委員会・センター外出	金		日		水	↓	土	節分	土		3
4	火	マネジメント会議 権利擁護委員会 見	木	菖蒲湯	日		火	権利擁護委員会 マツノ 外出会議	金		月		水	センター外出	土		月		木	新年会	日		日		4
5	水	お花見	金	菖蒲湯	月		水		土		火	権利擁護委員会 マツノ 外出会議	木	センター外出	日		火	マツノ 外出会議 権利擁護委員会	金	新年会	月		月		5
6	木	お花見	土	入所：家族懇談会	火	マツノ 外出会議 権利擁護委員会	木		日		水		金	センター外出	月	ルーム外出	水		土	入所：家族懇談会	火	マツノ 外出会議 権利擁護委員会	火	マツノ 外出会議 権利擁護委員会	6
7	金	お花見	日		水		金		月		木		土		火	ルーム外出 権利擁護委員会	木		日		水		水		7
8	土	お花見	月	利用者懇談会	木		土		火	権利擁護委員会	金	運営会議	日		水	ルーム外出 相談支援部会	金	運営会議	月	新年会	木		木		8
9	日		火	権利擁護委員会 利用者懇談会	金	運営会議	日		水	相談支援部会	土		月		木	ルーム外出	土		火	マツノ 外出会議 権利擁護委員会	金	運営会議	金	運営会議	9
10	月		水	利用者懇談会 相談支援部会	土		月	夏祭り	木		日		火		金	運営会議 ルーム外出	日		水	相談支援部会	土		土		10
11	火		木	利用者懇談会	日		火	夏祭り	金	運営会議	月	敬老会	水	相談支援部会	土		月		木		日		日		11
12	水	相談支援部会	金	運営会議	月		水	夏祭り 相談支援部会	土		火	敬老会	木		日		火		金	運営会議	月		月		12
13	木		土		火		木		日		水	敬老会 相談支援部会	金	運営会議	月		水	相談支援部会	土		火		火		13
14	金	運営会議	日		水	相談支援部会	金	運営会議	月		木	敬老会	土		火		木		日		水	相談支援部会	水	相談支援部会	14
15	土		月		木	感染対策委員会	土		火	感染対策委員会	金	敬老会	日		水	食事支援ミーティング	金		月		木		木		15
16	日		火	感染対策委員会	金		日		水	食事支援ミーティング	土	入所：家族懇談会	月		木		土		火	感染対策委員会	金		金		16
17	月		水	食事支援ミーティング	土		月		木		日		火	感染対策委員会	金		日		水	食事支援ミーティング	土		土		17
18	火	感染対策委員会	木		日		火	感染対策委員会	金		月		水	食事支援ミーティング	土		月	ゆず湯	木		日		日		18
19	水	食事支援ミーティング	金		月		水	食事支援ミーティング	土	入所：納涼祭行事	火	感染対策委員会	木		日		火	感染対策委員会 ゆず湯	金		月		月		19
20	木		土		火		木		日		水	食事支援ミーティング	金		月		水	食事支援ミーティング ゆず湯	土		火	感染対策委員会	火	感染対策委員会	20
21	金		日		水	食事支援ミーティング	金		月		木		土		火	感染対策委員会	木	もちつき ゆず湯	日		水	食事支援ミーティング	水	食事支援ミーティング	21
22	土		月		木		土		火		金		日		水		金	もちつき ゆず湯	月		木		木		22
23	日		火		金		日		水		土		月		木		土		火		金		金		23
24	月		水		土		月	変わり湯	木	グループ会議	日		火		金		日		水		土		土		24
25	火		木	グループ会議	日		火	変わり湯	金		月		水		土		月		木	グループ会議	日		日		25
26	水		金		月		水		土		火		木	グループ会議	日		火	グループ会議	金	変わり湯	月		月	香りあがり湯	26
27	木	グループ会議	土		火		木	グループ会議	日		水	変わり湯	金		月		水		土	変わり湯	火	グループ会議	火	香りあがり湯 グループ会議	27
28	金		日		水		金		月		木	変わり湯 グループ会議	土		火		木	営業最終日	日		水		水	香りあがり湯	28
29	土		月		木	グループ会議	土		火		金		日		水		金	年末年始休業	月				木	香りあがり湯	29
30	日		火		金		日		水		土		月		木	グループ会議	土	↓	火				金	香りあがり湯	30
31			水				月		木				火				日	↓	水				土		31

備考：①お花見の行事は、桜の開花時期により随時変更となります。 ②外出行事は、気候により日程変更する事があります。 ③防災訓練は日程が決まり次第告知致します。
調整予定：①運営推進会議（ルーム対象）/9・2月を予定しています。 ②通所事業家族懇談会（文化祭同時開催）/10月を予定しています。

《デイサービスセンターさくら居宅介護支援事業》

地域包括ケアシステムは、施設から在宅介護へと、たとえ介護度が重くなっても可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように構築された仕組みです。利用者の「自立」「自律」を意識し、個としての自立、家族や地域の共同生活体としての両輪の調和のマネジメントを目指します。利用者が希望する場所で、介護保険・医療保険等公的なサービスだけでなく、近隣・ボランティア等の地域の社会資源を活用して、その人らしく尊厳を持って暮らすことができるように多職種と協働して支援します。

高齢者を取り巻く環境の変化や制度改正等の情報提供を速やかにおこない、皆様が安心して過ごせるようにします。今後一層「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの趣旨に基づいて取り組んでいきます。

1. 法人理念

心の通い合う支援を心の通い合う仲間が提供します。

地域で住み慣れた生活を続けるために福祉拠点の役割をはたします。

2. 事業者運営の基本方針

- ①利用者が健全で、安らかな生活が営めるように、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。
- ②地域との結びつきを重視し、関係機関、他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービスおよびサービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。
- ③利用者の自立した生活や社会参加を支援します。

3. 介護支援専門員の基本業務・役割

常に利用者を中心におき、チームを作って多職種が協働・連携して総合的に利用者を支援できるようにします。

(1) 利用者本位の相談援助

利用者の生活上の「困難」や「要望」を十分に聞き取り、専門的な情報も提供しつつ介護保険サービスや多様な社会資源を利用者と相談しながら適切に調整し、利用者が持っている能力を最大限に活かし、その人らしい生活を送り続けることができるよう支援します。

- ①語られない言葉、背景を理解し利用者の悩みを共有し真の気持ちを引き出せるようにします。
- ②利用者の価値観を尊重することができるよう自分の価値観を押し付けることがないようにします。
- ③利用者が生活者として自らの生活を意思決定できるようにサポートします。

- ④よりよい自己決定のために、起こりうる状況を予測して適切な選択肢や情報を具体的にそれぞれの利用者の理解に合わせて提供できるようにします。
- ⑤利用者との信頼を築くために、秘密の保持、個人情報の適切な管理を行います。

(2) 総合的サービス提供のための多職種協働・連携

生活を支えることは一人の力ではできません。多様な専門職が連携・協働してサービス提供することが必要です。専門職が専門知識を出し合い、連携・協働して支援にあたるための環境をつくります。

- ①利用者ごとに必要なサービスの提供者間にチーム（連携体制）を作ります。
- ②チームでは、情報交換を円滑に行い、最新情報の共有に努めます。
- ③目標を共有し、その達成の為にそれぞれのサービス提供者が何を実現すべきかを明確にします。

(3) 社会サービスの適切な利用のための給付管理

介護保険制度は、社会保険であり、国民が連携して支え合うことで、介護を必要とする高齢者が介護サービスを利用できる仕組みです。適切な保険利用を目指し、自立支援に資する「利用」と「請求」の両面からチェックしていきます。

4. 介護支援専門員の業務

(1) アセスメント

居宅サービスガイドライン（東社協方式）を採択。この方式は、身体の状態から必要とされている課題を、身体機能状況・精神心理的状況・社会環境的状況の3側面を理解した上で、生活像と生活ニーズを浮き彫りにすることを最大の力点としています。総合的な視野をもって、生活全般の支援を行えるよう、居宅サービス計画の作成を行います。また、介護保険の更新時や身体状態に変化が見られた時など、再アセスメントを行い課題の抽出・点検を行って、ケアプランに反映していきます。

(2) 居宅サービス計画原案の作成

- ①利用者及び家族と面接をして利用者について、その有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう解決すべき課題を把握します。
- ②居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者・家族と一緒に目標を持った生活を考え、自身の持つ能力や意欲を引き出し、家族・社会資源・介護保険制度等を活用することにより、その人らしい生活を支援する計画を作成します。
- ③当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者およびご家族に提供し、サービスの選択を求めます。
- ④提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ⑤居宅サービスの原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象の有無を家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑥その他居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（３）サービス担当者会議

- ①初回利用時や介護保険者証の更新及び身体状態や家族状況の変化等があった場合、サービス担当者会議を開催します。
- ②利用者・家族・サービス担当者からの意見を基に、原案を修正し、総合的な援助方針を決定し、目標を共有化します。
- ③サービスに携わる担当者が協働・連携し、チームによって支援することを確認します。

（４）居宅サービス計画作成とサービス調整

- ①居宅サービス計画書を作成し、利用者及びサービス担当者に必ず交付します。
- ②各サービスの介護計画が居宅サービス計画の目標に沿っているかを確認します。

（５）モニタリング

- ①居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか、利用者や介護者の生活リズムにあっているかどうか、サービスの有効性やサービスに対する苦情がないかどうかを確認します。
- ②最低でも１ヵ月に１回定期的に訪問し、利用者の状態を継続的に把握して、目標が達成されたか、そしてＱＯＬ（生活の質）が改善されたかを確認します。
- ③利用者の変化など必要な場合、適時に再アセスメントを行い、居宅サービス計画を修正します。

5. 給付管理について

居宅サービス計画後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

6. プライバシーの保護について

職務上知り得た、利用者または家族の秘密を保持します。情報を取り扱う際は、個人情報保護法および足立邦栄会プライバシーポリシーに基づき、利用者・家族の許可を得てから行います。

7. 情報提供について

介護サービス情報の公表を行っております。利用者が介護サービスを利用する際に、必要とされる情報を公表し、利用者や家族が公正にサービスの選択ができるように、一定の機関や事業所に偏ることなく、地域の介護サービス事業所の情報を提供します。また、利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

8. 苦情処理について

苦情窓口を設置し、苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し、了承を得て、速やかに改善を実施し、改善状況を確認します。解決困難な場合は、保険者または足立区基幹地域包括支援センターに連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決に至らない場合は、保険者と協議し、国保連への連絡も検討します。同様の苦情・事故が起らないよう、苦情処理の内容を記録し、再発防止に努めサービスの質の向上に努めます。

9. 研修について

資質向上のために内部・外部の研修に積極的に参加します。

- ①居宅介護支援部会、その他の定期的な研修に参加しており、法制度の改正内容や足立区（自治体）の方針等の情報を把握するように努めます。
- ②知識を高めるために研修後は報告書を作成し、所内全体のスキルアップの為フィードバックします。

10. 地域との連携について

地域包括支援センターをはじめ、介護保険関係機関や事業所との連携を密にしていきます。介護保険制度だけではなく、利用者を取り巻く環境は、多岐にわたります。その他の制度や医療機関、福祉など、多職種とも連携を密にとり、利用者や家族を支援します。

